

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、**岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成十一年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。)**の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、**条例**で使用する用語の例による。

(特定保管物)

第二条の二 **条例第十一条の二**の多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるものは、使用され、その後利用されないまま保管されているゴムタイヤとする。

追加〔平成一五年規則一二二号〕

(多量保管の届出)

第二条の三 **条例第十一条の二**の規定による届出は、**別記様式第一号**に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 保管場所の付近の見取図
- 保管場所の平面図
- 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し

2 **条例第十一条の二**ただし書の規則で定める面積は、百平方メートルとする。

3 **条例第十一条の二**ただし書の規則で定めるものは、処理業者のうち、その事業の範囲に廃プラスチック類が含まれているものとする。

4 **条例第十一条の二第六号**の規則で定める事項は、特定保管物の保管を終了する予定年月日とする。

追加〔平成一五年規則一二二号〕

(変更等の届出)

第二条の四 **条例第十一条の三**の規定による届出の様式は、**別記様式第一号の二**のとおりとする。

追加〔平成一五年規則一二二号〕

(保管場所の表示)

第二条の五 **条例第十一条の四第一号**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 保管する特定保管物の種類
- 保管者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び連絡先

2 **条例第十一条の四第一号**の標識は、**別記様式第一号の三**のとおりとする。

追加〔平成一五年規則一二二号〕

(土地所有者等の届出)

第二条の六 **条例第十一条の五**の規定による届出は、**別記様式第一号の四**に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 保管場所の付近の見取図
- 保管場所の平面図

2 **条例第十一条の五第三号**の規則で定める事項は、保管される特定保管物の種類及び量とする。

追加〔平成一五年規則一二二号〕

(産業廃棄物処理計画書の作成等)

第三条 **条例第十七条第一項**に規定する産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者は、事業場ごとに、これを作成し、及び選任しなければならない。ただし、臨時に事業場を設ける場合その他事業場ごとに作成し、及び選任することが適当でない場合は、当該事業場を管理する支店、営業所等ごとに作成し、及び選任することができる。

2 産業廃棄物処理計画書は五年ごとに作成するものとし、産業廃棄物に関する事項で次に掲げるものを規定するものとする。

- 管理体制に関する事項
- 発生量及び処理量の見込み
- 減量に関する事項
- 処理方法に関する事項
- 処理施設の整備に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、減量及び処理に関し必要な事項

(産業廃棄物管理責任者の職務)

第四条 **条例第十七条第一項**の規定により規則で定める産業廃棄物管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- 産業廃棄物処理計画書の調製に関すること。
- 当該事業場から排出される産業廃棄物の状況を常に把握すること。
- 産業廃棄物処理計画書に従い、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量及び適正な処理を推進すること。

(産業廃棄物処理計画書の作成等を要しない事業者)

第五条 **条例第十七条第一項**ただし書の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者は、次に掲げるとおりとする。

- 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格Q一四〇〇一その他の国際標準化機構一四〇〇一に定める環境マネジメントシステムを構築し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業場につき、当該事業場を有する事業者
  - その事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構(平成二十二年十二月二日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。)による認証を受けている事業者
- 一部改正〔平成二五年規則一一号・令和元年一七号〕

(産業廃棄物処理計画書を作成する団体)

第六条 **条例第十七条第二項**の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書を作成することができる団体は、次に掲げるとおりとする。

- 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体
- 前号に掲げるもののほか、所属する事業者のために事業を行う団体であって知事が適当と認めるもの

(産業廃棄物処理計画書等の提出を要する事業者)

第七条 **条例第十七条第三項**の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を提出しなければならない産業廃棄物排出事業者は、次に掲げる事業者(前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。))の発生量が千トン

以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場につき、当該事業場を設置している事業者を除く。)とする。

- 製造業を営む事業者であって従業員の数が二十人以上の事業場を県内に有するもの
- 建設業を営む事業者であって、県内に本社、支店等を有し、直近の事業年度における県内の完成工事高が十億円以上であるもの
- 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院の開設者
- クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第二条第四項に規定するクリーニング所(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除き、従業員数が十人以上のものに限る。)を営む者
- 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物を多量に排出する事業場を県内に有する事業者その他の事業者であって、県内産業廃棄物の減量及び適正処理の推進のために知事が必要と認めるもの

一部改正〔平成二五年規則一一号〕

(産業廃棄物処理計画書等の提出等)

第八条 **条例第十七条第三項**に規定する産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を作成した日から九十日以内に、**同項**の規定による変更に係る産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を変更した日から三十日以内に、**別記様式第一号の五**により行わなければならない。

2 **条例第十七条第三項**の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した者は、当該産業廃棄物処理計画書に基づいて講じた措置の内容を、各年度ごとに、翌年度の六月三十日までに、**別記様式第二号**により知事に報告しなければならない。

3 **条例第十七条第三項**に規定する産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から三十日以内に、**別記様式第三号**により行わなければならない。

一部改正〔平成一五年規則一二二号〕

(県内産業廃棄物の処理を委託する場合における確認の方法)

第九条 **条例第十八条第一項**の規定により規則で定めることとされている県内産業廃棄物の処理を委託する処理業者が当該県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認は次に掲げる方法により行う。

- 産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること。
- 産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

(公表の方法)

第十条 **条例第十九条第二項**の規定による公表は、岐阜県公報への登載その他知事が適当と認める方法によりこれを行う。

(県外産業廃棄物の県内搬入の届出)

第十一条 **条例第二十条第一項**に規定する県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 搬入しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 排出事業場の名称、業種及び所在地
- 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び数量
- 搬入予定期間(一年以内に限る。)
- 現在の処理方法及び県内に搬入しようとする理由
- 収集運搬業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 収集運搬業者の許可番号及び許可の年月日
- 搬入しようとする処理施設の所在地
- 処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 処分業者の許可番号及び許可の年月日

2 **条例第二十条第一項**の規定による届出の様式は、**別記様式第四号**のとおりとする。

3 前項の届出は、搬入予定期間の初日の三十日前までに行うものとする。

一部改正〔平成一五年規則一二二号〕

(小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出)

第十二条 **条例第二十一条第一項**及び**第二項**に規定する小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設置又は使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 設置の場所
- 三 種類
- 四 処理する産業廃棄物の種類
- 五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 六 処理方式及び処理能力
- 七 位置、構造設備その他の施設に関する計画
- 八 維持管理に関する計画
- 九 中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法
- 十 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法
- 十一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

2 **条例第二十一条第一項**又は**第二項**の規定による届出の様式は、**別記様式第五号**のとおりとする。

3 **条例第二十一条第三項**の規定による届出は、次に掲げるところにより、これをしなければならない。

- 一 次に掲げるいずれかに該当する場合 **別記様式第六号**の提出
  - イ 第一項第六号に掲げる事項を変更する場合（処理能力を変更する場合にあっては、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るものに限る。）
  - ロ 第一項第六号に掲げる事項のうち処理方式を変更する場合
  - ハ 第一項第七号に掲げる事項のうち位置を変更する場合
  - ニ 第一項第七号に掲げる事項のうち設備を変更する場合であって、次の表の上欄に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる設備を変更する場合

小規模産業廃棄物処理施設の区分	設備
一 汚泥の脱水施設	脱水機
二 汚泥の乾燥施設	乾燥設備
三 焼却施設	燃焼室
四 廃油の油水分離施設	油水分離施設
五 廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽
六 産業廃棄物の破砕施設	破砕機
七 産業廃棄物の切断施設	切断施設
八 産業廃棄物の再生施設	再生に係る主たる機械設備
九 産業廃棄物の生物処理施設	有機肥料化施設 微生物処理設備
十 産業廃棄物の機械選別施設	機械選別施設
十一 一の項から十の項までに掲げる小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設	中間処理に係る主たる設備

ホ 第一項第七号に掲げる事項のうち構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるものを除く。）

ヘ 第一項第八号に掲げる事項を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものを除く。）

ト 第一項第十号に掲げる事項を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更するものに限る。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 **別記様式第七号**の提出

一部改正〔平成二五年規則一―号〕

（小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出を要しない者）

第十二条の二 **条例第二十一条第一項**ただし書及び**第二項**ただし書の規則で定める者は、法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の環境大臣の認定（当該認定の変更の認定を含む。）を受けるため小規模産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用する者とする。

追加〔平成二六年規則二九号〕

（記録する事項）

第十三条 **条例第二十二条**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- 二 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
  - イ 当該測定を行った位置
  - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
  - ハ 当該測定の結果
- 三 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
  - イ 当該測定を行った位置
  - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
  - ハ 当該測定の結果
- 四 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
  - イ 当該測定を行った位置
  - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
  - ハ 当該測定の結果
- 五 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上測定し得られた次に掲げる事項
  - イ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した位置
  - ロ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した年月日
  - ハ 当該測定の結果の得られた年月日
  - ニ 当該測定の結果
- 六 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去した年月日
  - 追加〔平成一五年規則一―二二号〕、一部改正〔平成二一年規則八三号・二六年二九号〕

（記録の閲覧）

第十四条 **条例第二十二条**の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 一 記録は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める日までに備え置くこと。
  - イ 前条第一号に掲げる事項 翌月の末日
  - ロ 前条第二号から第五号までに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
  - ハ 前条第六号に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- 二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

追加〔平成一五年規則一―二二号〕、一部改正〔平成二一年規則八三号・二六年二九号〕

（産業廃棄物アセスメントを実施しなければならない大規模建設工事等）

第十五条 **条例第二十七条第一項**の建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるものは、床面積千平方メートル以上の建築物解体工事とする。

（産業廃棄物アセスメントの実施等）

第十六条 **条例第二十七条第一項**の規定による産業廃棄物アセスメントは、**別記様式第九号**に必要な事項を記載して行わなければならない。

2 **条例第二十七条第二項**の規定による産業アセスメントの結果の届出は、**別記様式第十号**によらなければならない。

3 **条例第二十七条第四項**の規定による大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等の届出の様式は、**別記様式第十一号**のとおりとする。

（届出を要しない小規模廃棄物焼却施設）

第十七条 **条例第二十八条第一項**の規定による届出を要しない規則で定める施設は、一時間当たりの焼却能力が三十キログラム未満であり、かつ、火格子面積（火格子がない施設にあっては火床面積）が〇・五平方メートル未満の焼却施設とする。

（小規模廃棄物焼却施設の設置の届出）

第十八条 **条例第二十八条第一項**に規定する小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設置しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び業種
- 三 設置しようとする場所
- 四 設置予定年月日及び使用開始予定年月日
- 五 種類
- 六 焼却する廃棄物の種類
- 七 焼却時間
- 八 管理者の氏名及び職名
- 九 製造者又は販売者に関する事項

2 **条例第二十八条第一項**の規定による届出の様式は、**別記様式第十二号**のとおりとする。

3 前項の届出は、届出に係る小規模廃棄物焼却施設を設置する日の三十日前までにするものとする。

（身分証明書）

第十九条 **条例第二十九条第二項**の証明書の様式は、**別記様式第十三号**のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十一年十二月十五日から施行する。

附 則（平成十四年五月二十九日規則第八十三号）

この規則は、平成十四年五月三十日から施行する。

附 則(平成十五年十一月十四日規則第二百二十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第十一条第三項の規定は、平成十六年一月三十一日以後に搬入予定期間の初日が到来するものに係る届出から適用し、同日前に当該期間の初日が到来するものに係る届出については、なお従前の例による。

附 則(平成二十一年十月三十日規則第八十三号)

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日規則第十一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十七日規則第二十九号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和元年六月二十八日規則第十七号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和三年三月三十一日規則第三百十号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記

様式第1号(第2条の3関係)

特定保管物保管届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の2の規定により、特定保管物の保管について、下記のとおり届け出ます。

記

保管場所の所在地	
保管場所の土地の所有者の氏名又は名称及び住所・電話番号	
保管場所の面積	m <sup>2</sup>
保管する特定保管物の種類	
保管する特定保管物の利用目的	
保管開始予定年月日	年 月 日
保管終了予定年月日	年 月 日
保管する特定保管物の量の上限	m <sup>2</sup> ・ 本

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL・FAX	TEL FAX

添付書類

- 保管場所の付近の見取図
- 保管場所の平面図
- 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し  
(用紙 日本産業規格A4縦型)  
追加[平成15年規則122号]、一部改正[令和元年規則17号・3年130号]

様式第1号の2(第2条の4関係)

特定保管物保管(変更/廃止)届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の3の規定により、特定保管物の保管の(変更・廃止)について、下記のとおり届け出ます。

記

	変更前	変更後
変更する内容	保管場所の土地の所有者の氏名又は名称及び住所	
	保管場所の面積	m <sup>2</sup>
	保管開始予定年月日	年 月 日
	保管終了予定年月日	年 月 日
	保管する特定保管物の種類及び利用目的	
保管する特定保管物の量の上限	m <sup>2</sup> ・ 本	m <sup>2</sup> ・ 本
変更する理由		
変更・廃止 予定年月日	年 月 日	
特定保管物を保管する場所の所在地		
備考		

注 変更の内容を明らかにした書類又はその写しを添付すること。

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL・FAX	TEL FAX

(用紙 日本産業規格A4縦型)

追加[平成15年規則122号]、一部改正[令和元年規則17号・3年130号]

様式第1号の3(第2条の5関係)

60センチメートル以上	
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の4に基づく表示	
この場所は、特定保管物の保管場所である。	
保管する特定保管物の種類	
保管者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名及び連絡先）	
保管者の住所	

追加[平成15年規則122号]

様式第1号の4(第2条の6関係)

特定保管物保管届出書（土地所有者等用）

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者  
住所  
氏名  
（法人にあっては名称及び代表者名）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の5の規定により、特定保管物の保管について、下記のとおり届け出ます。

記

保管場所の所在地	
保管予定者又は特定保管物を保管している者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）	
保管場所の面積	㎡
保管される特定保管物の種類	
土地の使用に係る契約締結年月日又は保管されることを知った年月日	年 月 日
保管される特定保管物の量	本 ・ ㎡

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL・FAX	TEL FAX

添付書類

- 1 保管場所の付近の見取図
- 2 保管場所の平面図

（用紙 日本産業規格A4縦型）

追加[平成15年規則122号]、一部改正[令和元年規則17号・3年130号]